

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする
労働者のための**有給休暇**と**両立支援制度**を整備し、
有給休暇の利用者が生じた事業主に支給されます

1人あたり5万円 1事業主につき10人まで（上限50万円）

【主な要件】

- 小学校等が臨時休業等になり、それに伴い子どもの世話をを行う必要がある労働者が取得できる**特別有給休暇制度**（賃金が全額支払われるもの）について、労働協約または就業規則に規定していること。
- 小学校等が臨時休業等した場合でも勤務できる両立支援の仕組み（次のいずれか）を社内に周知していること。
 - ・テレワーク勤務
 - ・短時間勤務制度
 - ・フレックスタイムの制度
 - ・始業又は終業の時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度（時差出勤の制度）
 - ・ベビーシッター費用補助制度等
- 労働者 一人につき、特別有給休暇を4時間以上取得させたこと。

【申請期間】 **特別有給休暇を取得した日付に応じて申請期間が異なります。**

特別有給休暇を取得した日	申請期間
令和3年4月1日～ 令和3年6月30日	令和3年4月1日～ 令和3年8月31日
令和3年7月1日～ 令和3年9月30日	令和3年7月1日～ 令和3年11月30日
令和3年10月1日～ 令和3年12月31日	令和3年10月1日～ 令和4年2月28日
令和4年1月1日～ 令和4年3月31日	令和4年1月1日～ 令和4年5月31日

郵送の場合、消印の日付が申請期間内であっても、労働局への到達日が申請期限を徒過していた場合には申請期間内に申請されたとは認められませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症への対応として、

介護のための有給の休暇制度を設け、

有給休暇の利用者が生じた事業主に支給されます

特別有給休暇を取得した日数	助成額
合計5日以上10日未満	20万円
合計10日以上	35万円

【主な要件】

* 1 中小事業主あたり5人まで申請可能です

① 新型コロナウイルス感染症への対応として利用できる**介護のための有給の休暇制度**（※）を設け、**社内に周知**すること。

※所定労働日の20日以上取得できる制度。

※法定の介護休業、介護休暇、年次有給休暇とは別の休暇制度であることが必要です。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により対象家族の介護のために仕事を休まざるを得ない労働者が①の休暇を**合計5日以上取得**（※）すること

※過去に年次有給休暇や欠勤により休んだ日について、事後的に①の休暇を取得したこととして振り替えた場合も対象となります。（振り替える際には労働者本人に説明し、同意を得ることが必要です。）

<助成金活用のポイント>

✓ **出勤簿・賃金台帳、就業規則の整備は必須です。**

- ・出勤簿、賃金台帳、労働者名簿、雇用契約書等を作成・保管していない事業主は助成金を受けることが出来ません。
- ・就業規則が現行法に即していない場合は、助成が受けられない場合があります。
- ・残業手当の計算間違いなどは、支給にあたって壁になることがあります。
出勤簿に基づく残業手当の計算が正しくされているか、毎月しっかり確認しましょう。
また、最低賃金を下回る給与の支給額、時間外労働等の割増賃金の未払い等の労働関係法令違反をしている場合は助成金を受けることができません。

✓ **助成金受給後も導入状況の調査や提出書類があります。**

- ・助成金受給後も、管轄の労働局や行政機関から調査やアンケートを求められる場合があります。制度の運用状況について、きちんと記録をしておきましょう。

※実際に適用される法令や制度については、改正・変更される場合があります。